

最近の判例から (12)－通行妨害排除請求－

二項道路に指定された私道の所有者による通行妨害について、妨害排除請求権に基づく工作物の撤去が認容された事例

(大阪高判 平26・12・19 判例時報2272-49) 村川 隆生

2項道路に指定された私道の所有者が当該私道に車止めブロック等を設置し通行を妨害したことから、貨物用車両の通行ができずに営業に支障が生じた店舗経営者が、工作物等の撤去及び通行妨害予防を求めた事案において、本件道路を貨物自動車等で通行する利益は日常生活上不可欠なものといえるとして、請求を認容した事例（大阪高裁 平成26年12月19日判決 一部変更 判例時報2272号49頁）

1 事案の概要

氷雪等の販売を営んでいるX（原告 控訴人）の敷地（借地）は、Y（被告 被控訴人）の所有地に属する通路（以下「本件通路」という。）を含む建築基準法42条2項道路（以下「二項道路」という。）に指定された私道（以下「本件道路」という。）に面している。Xは、本件道路を営業用車両等の通行に利用して店舗の営業を行っていた。なお、本件道路は、その東西で公道に通じているが、東側出口付近では幅員が狭くなっており、自動車での通行は西側部分を利用するほかなかった。

Yは、本件通路を含む土地を平成16年12月に売買により取得したが、売買に際し、宅地建物取引業者から、約23.89㎡の「私道負担」がある旨を記載した重要事項説明書の交付を受け、本件通路が古くから存在し、これが近隣住民等の通行の用に供されていることを知っていた。Yは、取得した本件土地を駐車場使用目的で賃貸し、駐車場の拡張のために本件通路を駐車場にする工事をしようとしたが

X等の周辺住民の抗議により工事することができなかった。Yは、Xに対し、本件通路に貨物自動車で乗り入れないように申し入れ、その後、本件通路に車止めブロック等を設置し、本件道路の中心線にロープを張った。

これにより、Xは、製氷業者の貨物自動車が本件道路を通行できなくなり、西側公道入口付近に車両を駐車し、手押し台車を使用して店舗内に搬入する作業を余儀なくされ、人件費を削減するために氷の仕入量を減らさざるを得ない状況に追い込まれた。

Xは、Yに対し、本件通路に設置された工作物等により店舗から西側公道までの本件通路の通行を妨害されたとして、人格的権利等に基づく妨害排除請求及び同予防請求として、工作物等の撤去及び通行妨害予防を求めて提訴した。これに対し、原審は、Xは、現在も営業を継続しているから、本件通路を通行できなくなったことで、Xの日常生活上不可欠の利益が害されているとはいえないとして、Xの請求を棄却した。

Xは、これを不服として控訴した。

2 判決の要旨

裁判所は次のように判示して、控訴人の請求を認容した。

控訴人は、本件道路を貨物自動車で氷を搬入、搬出することによって、その営業を営んでいて、控訴人が本件道路を貨物自動車等で通行する営業上の利益を有するところ、その利益は控訴人の日常生活上不可欠なものとい

える。他方、敷地所有者である被控訴人が上記通行を受忍することによって受ける不利益は大きなものではなく、被控訴人は控訴人の通行利益を上回る著しい損害を被るとは認められない。したがって、控訴人は控訴人賃借土地の賃借権者であるが、その人格権的権利に基づく妨害排除請求権として、本件工作物等を所有する被控訴人に対し、本件通路上に置かれた本件工作物等の撤去を求めることができる。また、上記認定の経過によれば、今後、被控訴人が本件工作物等の設置と同様の形態により控訴人の通行を妨害する危険性が十分に認められるから、通行妨害予防請求権に基づき本件通路部分について本件工作物等その他通行の妨害となる車止めブロック、立体ブロック及びポール等を設置することの禁止を求めることができる。

以上によれば、被控訴人の控訴人に対する人格権的権利に基づく妨害排除請求はこれを認容し、同予防請求は、上記の限度で理由があるからこれを認容する。

3 まとめ

位置指定道路の通行妨害と妨害排除請求権について、平成9年12月18日 最高裁 第一小法廷判決は、妨害排除請求を人格権的権利として構成すべきことを示し、次のように判示している。

「建築基準法42条1項5号の規定による位置の指定（道路位置指定）を受け現実に開設されている道路を通行することについて日常生活上不可欠の利益を有する者は、右道路の通行をその敷地の所有者によって妨害され、又は妨害される恐れがあるときは、敷地所有者が右通行を受忍することによって通行者の通行の利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情のない限り、敷地所有者に対して右妨害行為の排除及び将来の妨害行為の禁止

を求める権利（人格権的権利）を有するものというべきである。

けだし、道路位置指定を受け現実に開設されている道路を公衆が通行することができるのは、本来は道路位置指定に伴う反射的利益に過ぎず、その通行が妨害されたものであっても道路敷地所有者に対する妨害排除の請求権を有しないのが原則であるが、生活の本拠と外部との交通は人間の基本的な生活利益に属するものであって、これが阻害された場合の不利益には甚だしいものがあるから、外部との交通についての代替手段を欠くなどの理由により日常生活上不可欠なものとなった通行に関する利益は私法上も保護に値するというべきである。」

公道ではなく二項道路であっても、現実に開設されている道路について日常生活上不可欠の利益を有する者は、敷地所有者が通行者の通行利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情のない限り、敷地所有者に対して妨害行為の排除及び将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格権的権利）を有することを示しているものであり、本判決もこれに沿ったものである。

二項道路については車の通行について争いになることが多いが、裁判所は私道が建築基準法上の道路として指定されていても、車の通行権がどのような場合でも認められるわけではないことを示している。私道を車で通行することが認められるためには、通行することについて「日常生活上不可欠の利益を有する者」であること等の要件を満たす必要があることに留意しなければならない。

（調査研究部上席主任研究員）